



# わらしべの里通信

社会福祉法人  
わらしべの里

第8号(通巻22号)

発行日  
2006年7月1日  
発行所  
わらしべの家  
パソ工房

## おさんぽ

わらしべの家のお昼  
休みは、とても賑やか  
である。

隣の厨房で心をこめ  
て作られた食事を食べ  
終わるとすぐ、カラオ  
ケがはじまる。その日  
の『歌手』はすでに決  
まっている。三々四名  
様の限定である。それ  
ぞれが力と感情をこめ  
て歌っている。

今はデュエットであ  
る。仲間(障害がある  
利用者)の男性、女  
性。時には仲間と、あ  
らかじめ頼んでいた職  
員が付き合っていて歌っ  
ていることもある。

これからは「就労支  
援」に力点が移ってい  
くと言われている。そ  
んな時代に入っても、  
どこかで「いのちの洗  
濯」ができる余裕が  
残っていて欲しいもの  
である。

(金坂直仁)

## 利用者の生活は今後どう変わる？

### 今秋より施設体系変更

#### ～より『自立』へ～

平成18年4月1日より「障害者自立支援法」が施行されました。では、「障害者自立支援法(以下「自立支援法」とは一体どのような法律なのでしょう)か。

厚生労働省の障害者福祉施策の考え方によると、大きな目標として「障害者の自立と社会参加を目指して」とあり、「障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っていく」と述べられています。

またこれを実現するためのテーマとして、①ノーマライゼーションの推進のために、②新しい障害者福祉サービスの利用の仕組み、③社会参加の促進、④精神障害者の人権に配慮した精神医療の確保、自立と社会復帰の促進、の4つが挙げられています。

今回、わらしべの里通信として、①ノーマライゼーションの推進と、②新しい障害者福祉サービスの促進、③社会参加の促進、の3項目についてご説明いたします。まず、本法律制定の背景には、「ノーマライゼーションの推進」という大きな柱が根底にあります。

「ノーマライゼーション」という言葉は、1950年代北欧のデンマークの知的障害児の親の運動のなかから生まれた理念であり、主な論者にB・ミケルセンやB・ニルジェという方たちが提唱し、この言葉が誕生しました。現在、この理念は国際的に普及した障害者福祉の基本思想のひとつとなり、障害がある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、住み慣れた地域とともに暮らし、生きていく社会こそノーマル(当たり前)であるという考え方が「ノーマライゼーション理念」なのです。

本法律はこの「ノーマライゼーション」を推進するために、従来バラバラであった障害者福祉制度や政策を見直し、自立(自律)に向けた福祉サービスの提供や、自立のための就労支援への取り組み、また障害者の主体性が尊重されるよう、利用者自らが福祉サービスを選択できる新しいサービスの仕組みであるといえます。

上記「ノーマライゼーション理念」のもと、障害者の自己選択と自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するため、行政が福祉施設やホームヘルパ

ーなどのサービスを決定する従来の仕組み(措置制度)を改め、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する新しい利用制度(支援費制度)が平成15年度から開始されました。

支援費制度の施行により新たにサービスの利用者が増えるなど、障害者が、地域生活を進める上での支援が大きく前進しましたが、新たな利用者の急増に伴うのと、今後も利用の増加が見込まれる中、また、現在は支援費制度の対象に含まれていない精神障害者の方も含め、障害者が必要なサービスを安定的な制度のもとで利用できるよう、障害保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行うため、「障害者自立支援法」を昨年の国会に提出され可決・成立されました。今年10月から、障害者自立支援法に基づく新しい制度の移行として施設体系に順次変更されていきます。

また、障害者の社会参加を推進するために様々な支援を行います。その一つとして、在宅障害者やその家族に対して、福祉サービスを利用するための援助や社会生活力を高めるための支援を行うなど、幅広い施策を推進していくそうです。

#### (参考資料)

厚生労働省ホームページ

「障害者の自立と社会参加を目指して」より

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaiinken/idea01/index.html>

「社会福祉士・介護福祉士のための用語辞典」より

「社会福祉士の基礎知識2006」より

「どちらも」(株)誠信書房「より刊行

今年度から「障害者自立支援法」になって利用者本人が事業者に利用料と、給食費とバスで送迎を使用している人はバス代が自己負担となり、合わせて何万単位のお金を支払うようになってしまいました。

今年4月から、「わらしべの家」の各事業単位で1ヶ月の収入の中から諸経費を差し引いた残金から工賃が支払われるようになり、1ヶ月間(20日休まず)来ても自分の手取りの給料はわずかな金額で、家庭用プリンタの1個のインク代を買うくらいです。また、5月は作業収入より諸経費の支出が多かったため、自分の給料がありませんでした。とても厳しい時代になって来たなあと、このまま続いたらイヤです。

でも、これにより自立への第一歩を踏み出す道になったなあと感じました。

昨年度末までは、わらしべの家全体の授産収入から工賃が支払われており、1ヶ月の給

料で趣味のパソコンのソフトや部品などを楽しみながら買って遊んで来たけれど、これからは働いたお金では買いたい物を楽しめなくなつたなと思いました。

生活面でも大変厳しい事態になったと思います。今まで国から障害者本人に対して障害基礎年金が支給されていましたが、障害年金だけでは現実、生活が出来ないのではないかと思います。親が健康な間はいいのですが、親がいなくなったら、入ってくる年金と出ていくお金のバランスがとれなくなるのではないだろうか？

### 利用者 のこえ

今年4月から支払はなくてはいけない事業者への自己負担の支払いが重荷になるだろうと思います。障害者一人ひとりが安心して暮らせる日はもう来ないのでしょいか。主に「障害者自立支援法」は、「ノーマライゼーション理念」の実現のため、障害者が普通に地域での生活や就労をし、自立した生活ができるように支援する観点から成り立っていると思います。現在は、親と同居していますが、親が年をとり私の介護ができなくなつた時、入所施設に入らないで地域社会で安心して暮らすことができる保障をしてくれるのだろうか？そして、私一人だけでは生きていけないので私を支えてくれるヘルパーさんや地域の人々やボランティアなどに支えてもらいながら生活を送ることが出来るだろうか？また、ヘルパー利用の自己負担金について市町村は何割出してくれるのだろうか？などがあります。

一口に、「ノーマライゼーション」と言っても一般の人たちと一緒に暮らしをやっていけるのかなと不安と心配もあります。今まで35年間は主に、障害者同士の交流をしてきましたが、これからは一般の人たちとうまくやっていけるのかなと思っています。

私たちのように障害があってもなくても、その地域でより良く住みやすい方向になれたいと思います。自分の働いた1ヶ月の工賃から、施設に支払う金額を差し引いて、残ったお金を少しでも貯金できるようにすることが私は『自立の道』だと思っています。こんな日は来ないのでしょいか？(W)



# 第2作業所OPEN!

2年前にわらしべの家に隣接する工場跡を購入し、今回「わらしべの家第2作業所」として改装オープンしました。改装工事は今年1月から行われ、日本財団様より二十万円の競艇交付金の補助金を受け改装工事を行いました。建物は鉄骨造2階建てで、道路から玄関までのアプローチには点字ブロックを敷き詰め、また手すり付きスロープにより車椅子の方はもちろん、視覚障害の方にも配慮した作りとなっております。玄関を入ると左手には3人乗り(200kgまで)のホームエレベーターも設置されており「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準に適合しております。



1階部分は作業室と事務所があり、主に利用者のみなさんが各種作業を行います。2階部分は現在「多目的ホール」として活用する予定で、今後地域の皆様が自治会活動などを行う際に会場としてご提供させていただく予定です。



第2作業所の完成により、従来の建物は「わらしべの家・第1作業所」となり、この建物では自主生産活動として「さをり織り作業」とパソコンを活用した「IT作業」の二班と、皆で美味しい給食を食べる食堂があります。

そして、「わらしべの家・第2作業所」では、長年行っている各企業からの請負事業が移り、また新たに4月より「バイオ・ディーゼルの燃料精製作業(B・D・F)」を中心に作業展開することになりました。

これにより、わらしべの家は大きく分けて第1作業所は「自主生産事業」、第2作業所は「請負事業」と、バイオディーゼルのアルミ缶リサイクルを行う「リサイクル事業」の3事業を展開することになりました。また、この「アルミ缶リサイクル事業」



では、搬入先で小山市にある『昭和アルミ缶リサイクルセンター様』よりアルミ缶潰し機械を無償でお借りし、私たちはこれからも精力的にアルミ缶リサイクルに取り組んで参りたいと思います。



## 「バイオ・ディーゼル燃料」精製開始!

4月から新規事業として開始された「食用廃油再生化燃料活動」である「バイオ・ディーゼル燃料精製作業(B・D・F)」では、「EOSYS(イオシス-50)」という機械を使い、食用廃油(使用済み天ぷら油)に各種薬品を混ぜ、数回に渡る精製作業を行うことで「バイオ・ディーゼル燃料」が精製されます。

この「バイオ・ディーゼル燃料」は、食用廃油を原料にした地球環境に優しい軽油の代替燃料として、近年注目されている燃料です。

現在、栃木市教育委員会のご協力で、各学校給食で排出された食用油を回収し、EOSYSで精製した後、市内にある運送会社で購入してトラックの燃料として使用して頂いております。これにより軽油で発生される二酸化窒素など地球温暖化の原因となる排出ガスが低減されることが判明しております。

わらしべの家では、今後ともこの事業をさら



らに展開させ、地球環境の保全と仲間たちの工賃収入のアップに考えられています。

→「これがEOSYS-50です。」

